平成２７年（フ）第６１３号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目12番32号
債務者　**朽**　ヨシ子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２６号
兵庫県尼崎市戸ノ内町２丁目６番13号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町２丁目11番９号
債務者　仲田　りか
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３５号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目17番17―205号
債務者　竹内　紀子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４４号
兵庫県尼崎市立花町１丁目13番11号　暁ハイツ303
債務者　濱元紀代香（旧姓下園）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６５号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目48番地の３
債務者　重山佐代子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４５号
奈良県橿原市城殿町476番地の22
債務者　山口亜也子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
奈良県橿原市五井町247　医療法人南風会万葉クリニック、住民票上の住所奈良県橿原市四条町734番地の２
債務者　中西　妙子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
奈良県橿原市新賀町280番地の17　レオパレス八木第２　202号、前住所奈良県香芝市平野５番地５
債務者　居石　淳子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺200番地の39
債務者　杉本　佳規
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
広島県福山市神辺町大字川南3105番地２　黄葉荘２号室
債務者　池久保麻衣（旧姓山本）こと　ＡＢＥ　ＬＬＯ　ＡＭＡＰＯＬＡ　ＪＡＣＯＢＯ
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１９９号
広島県福山市曙町３丁目28番22号
債務者　岡　　紀昭
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２００号
広島県福山市曙町３丁目28番22号
債務者　岡　　昭惠
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１３９号
山口県下関市大字福江112番地　市営安岡福江住宅１　16号
債務者　山本　征男
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
山口県下関市稗田中町７番４号
債務者　岩根　淳志
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第４０５号
大分県臼杵市大字海添2332番地の１
債務者　安東　睦夫
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０６号
大分県豊後大野市千歳町柴山261番地
債務者　尾石　健二
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２３号
大分市大字上戸次400番地
債務者　佐藤　克彦
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係